

○目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会設置要綱

令和2年10月1日

飯塚市教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により史跡に指定された筑豊炭田遺跡群の1つである目尾炭坑跡の保存及びその活用に関する計画を策定するため、目尾炭坑跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な意見を述べ、又は助言を行うものとする。

- (1) 目尾炭坑跡の保存及びその活用の方針に関すること。
- (2) 目尾炭坑跡の保存及びその活用の方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目尾炭坑跡の保存及びその活用に関する計画の策定に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、文化財又は目尾炭坑跡に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の任期中に委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた場合その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。